

金 沢 駅 前

# めがね🕶️ 税理士通信

GLASSES TAX ACCOUNTANT NEWSLETTER

Jul. 2024 vol.136

## 7月号

### CONTENTS

1. 今月はココをチェック!めがね税理士の厳選税務 / MUKAI NEWS
2. むーマンの相続相談室
3. 今月の経営のヒント / 税務セカンドオピニオン

Topic

## 夏祭りと納涼祭

梅雨が明けると、いよいよ夏本番!各地で「夏祭り」や「納涼祭」が開催されます。楽しいイメージのある夏祭りですが、実は「風除け」や「虫よけ」また「疫病退散」などを祈願するといった意味が込められているそう。夏に発生する台風や害虫から作物を守るため、祭りを行って悪いものを追い払おう!と考えたことが夏祭りの始まりと言われています。一方、「納涼祭」は、その名の通り、「夏の暑さを納め涼しく過ごすこと」を目的としたお祭りです。夏の風物詩である花火大会も、代表的な納涼祭のひとつですね。まだまだ暑さに体が慣れていない時期ですので、皆様、熱中症対策はしっかりと行いながら、これから始まる夏のイベントを楽しんでください!





今月はココを  
チェック!

# めがね税理士の厳選税務

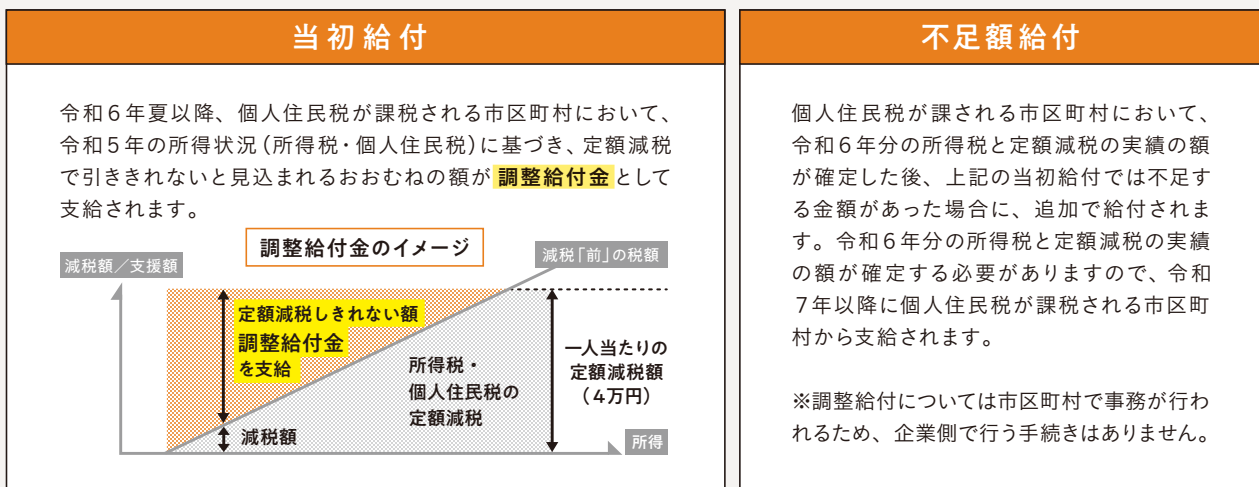


## 令和6年度税制改正④ 定額減税 調整給付金

定額減税について、今回は **定額減税しきれないと見込まれる方への給付金(調整給付金)** について解説いたします。

### 1 支給対象者及び支給の流れ

調整給付金の支給対象者は、所得税と個人住民税所得割の少なくとも一方を納められており、**定額減税しきれない額が生じるこ**  
**とが見込まれる方**です。具体的な支給の流れは、個人住民税が課税される市区町村において給付額を算定の上、以下のように給付されます。



### 2 給付金の支給手続き

- 調整給付金支給対象者の方には市区町村からの確認書が送付されます。確認書の記載内容を確認し必要事項を記入の上、本人確認書類等と一緒に**返送する必要**があります。
- 金沢市の場合、7月下旬から確認書送付、確認書受理後8月下旬から順次支給予定【確認書返送期限】**令和6年10月31日(木)** 消印有効 (参考:金沢市HP→)
- 詳しくはお住いの市区町村のHP等でご確認ください。



## MUKAI NEWS!

### ☆祝!開業13周年☆

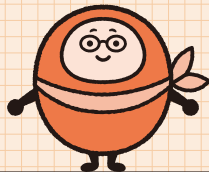
むかいアドバイザーグループの齋藤です。雨が多い石川県にも関わらず、梅雨入りとは…?と思うくらい夏のような日差しが続いていますね☀さて先日6月8日に、当グループはめでたく開業13周年を迎えました!今年も向貴子の推しである藤井風の「きらり」を大音量で流し、スタッフ一同から花束をサプライズで贈りました🌸 最早「きらり」が、むかいのテーマ曲かと思うくらい定番化しています(笑) この13年間で様々なことが起こり、特に今年は能登地震で被災された方からのご相談も多く頂いております。これからも当グループにご相談頂いた皆さまのお力になれるよう、日々精進して参ります!



# むーマンの相続相談室

テーマ：高齢化と認知症

お悩み  
解決!



回答者 むーマン

相続で困っている人たちに  
助けるこころやさしいヒーロー。



相談者 太郎さん

相続で困ったときはいつも  
むーマンに助けてもらっている。

## Question

今のところ健康面の心配はないので相続について考えるのはまだ先でいいと思っているのですが、将来的に認知症になってしまうと色々な手続きができなくなると聞いたので心配です。



太郎さん



むーマン

日本は超高齢社会と呼ばれていますし、令和4年の時点で日本の総人口に占める高齢者（65歳以上）の割合は29%となっており、令和12年には30.8%、令和52年には38.7%、2.6人に1人が65歳以上、4人に1人が75歳以上の高齢者になると推計されています。

高齢化に伴い、認知症患者の数も増加しています。平成24年には65歳以上の約7人に1人だった認知症高齢者数は、令和7年には約5人に1人になるとの推計もあります。年齢が高いほど認知症患者数の割合は高くなり、85～89歳では約40%、90歳以上では約60%の方が認知症です。ご本人様が認知症になってしまってからご家族の方がご相談に来られるケースも多いので、お元気なうちに認知症リスクに備えておくことは非常に重要です。

元気なうちに  
備えを!

認知症により判断能力が不十分となってしまった場合に困るお手続きとして、代表的なものをご紹介します。

### ① ご本人の預金口座からお金が下ろせなくなる

金融機関窓口でお金を下ろす場合ご本人の意思確認が必要です。この意思確認ができないためお金を下ろすことができず、医療費や生活費などをご親族が立替えなければならないケースもあります。

### ② 不動産の処分ができなくなる

施設への入所にもないご自宅を売却して施設費に充てたい等、ご本人のために不動産の売却を検討される方もいらっしゃると思います。しかし、不動産を売却するには不動産の所有者の意思確認が必要になるため、意思確認ができない場合は売却を進めることができません。

### ③ 遺産分割協議ができなくなる

認知症により判断能力が不十分の方が誰かの相続人になった場合、「遺産分割協議」に参加することができず、お亡くなりになった方の相続手続きが進められなくなってしまいます。

上記のような認知症リスクに備えて、お元気なうちに対策をしておくことが重要です。「任意後見」、「家族信託」、「生前贈与」、「遺言書」等、ご家族の状況や将来的なご希望に応じて対策を検討することも重要になりますので、お元気なうちにぜひ専門家にご相談されることをおすすめします。

出典：平成29年版高齢社会白書 令和5年版高齢社会白書

むーマン  
から一言!

WEBからも  
ご予約可能!

相続の無料相談予約受付中!

お気軽に!

0120-779-155

相続手続き・相続税申告・遺言書作成・生前贈与・家族信託

※無料相談は事前予約で夜間・土日祝日も対応可能です。





## 今月の経営のヒント

### MANAGEMENT TIPS



### 「同じ金でも」

同じ金でも、他人からポンともらった金ならば、ついつい気軽に使ってしまう、いつのまにか雲散霧消。金が生きない。金の値打ちも光らない。同じ金でも、アセ水たらし得た金ならば、そうたやすくは使えない。使うにしても真剣である。慎重である。だから金の値打ちがそのまま光る。金の値打ちを生かして使うということは、国家社会にたいするおたがい社会人の一つの大きな責任である。義務である。そのためには、金はやはり、自分のアセ水をたらし、自分の働きでもうけなければならぬ。自分のヒタイのアセがにじみ出ていないような金は、もらってはならぬ。借りてはならぬ。個人の生活然り。事業の経営然り。そして国家の運営の上にも、この心がまえが大事である。

(引用「道をひらく」 松下幸之助 PHP研究所)

### SECOND OPINION

## 税務セカンドピニオン

むかい税理士法人では、顧問税理士の判断以外に、他の税理士の意見を求める「税金版セカンドオピニオン」というサービスを行っております。さまざまな税務問題に対し、豊富な解決実績をもとに、信頼性の高いご提案をさせていただきます。ご興味がある方は、お気軽にお問合せください！



### 税金版セカンドオピニオンのご相談例



相続や事業承継の  
対策を打ちたい



経営改善について客観的な  
アドバイスを受けたい



株式や不動産の移動などの  
資本政策について相談したい



税理士が高齢又は担当が  
税理士ではなく相談にくい

編集・発行



つねに むかに  
むかいアドバイザリーグループ

むかい税理士法人 / むかい司法書士法人  
むかい行政書士法人 / いしい社労士事務所  
むかいアドバイザリー株式会社 / むかい相続サポートセンター

代表者 / 税理士・行政書士 向 智大

代表者 / 税理士・司法書士・行政書士 向 貴子

〒920-0043 石川県金沢市長田2丁目24番33号

TEL.076-254-0301 FAX.076-254-0302 Email.info@mukai-group.com

受付時間 9:00~18:00 (平日・土日祝)



むかいアドバイザリーグループ  
<http://www.mukai-group.com>



むかい相続サポートセンター  
<http://www.auberge-sanglier.com>



石川金沢家族信託  
サポートセンター  
<https://kanazawa-kazokushintaku.com>



公式 LINE  
相続に関する情報を定期配信しています